

## 宮代町空家等除却に係る固定資産税等相当額補助金交付要綱の施行について

### 1 要綱名称及び施行日

宮代町空家等除却に係る固定資産税等相当額補助金交付要綱  
令和8年1月13日

### 2 目的

- ・ 町民の生活環境の保全と安全で安心なまちづくりの推進
- ・ 特定空家等又は管理不全空家等（以下「空き家等」という。）の不動産市場への流通の促進

### 3 補助対象要件

- ・ 空き家等を除却し、更地となった日の属する年の1月1日を賦課期日とする固定資産税等について、地方税法第349条の3の2の規定による住宅用地に対する固定資産税等の課税標準の特例（以下「住宅用地特例」という。）の適用を受けている土地
- ・ 空き家等が除却された日から更地のままであり、他の用途に使用されていないもの
- ・ 空き家等が更地となった日から当該土地の所有者が相続以外の理由で変更されていないもの
- ・ 空き家等が更地となった日から適切な管理を行っているもの

### 4 補助対象者

- ・ 補助対象地の所有者又はその相続人（包括受遺者を含む。）

### 5 補助対象経費

- ・ 住宅用地特例の適用が除外された補助対象地に係る固定資産税等（除却日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度からその翌年度までの2年度を限度）

## 6 補助金額

- ・ 除却年の翌年(2年度目の申請に当たっては翌々年)の1月1日を賦課期日とした、補助対象地に係る住宅用地特例が適用された場合の固定資産税等の相当額と、当該年度に実際に賦課された補助対象地に係る固定資産税等の税相当額との差額

## 7 周知方法

- ・ 管理不全空家等の所有者への指導通知等送付時にチラシを同封
- ・ 町ホームページに公開

### 補助金イメージ (R8年中に除却した場合)

